

「やまがた花回廊 2018」ガイドブック企画・制作委託業務基本仕様書

1 委託業務の名称

「やまがた花回廊 2018」ガイドブック企画・制作委託業務

2 委託業務の期間

契約締結の日から平成30年3月16日（金）まで

3 委託業務の目的

平成30年度4月～6月までのJR東日本重点販売地域の指定及び平成30年4月20日の道の駅米沢開業を契機として、置賜地域への観光誘客を一層促進するため、ガイドブックの企画・制作を行うもの。

4 委託業務の概要

「やまがた花回廊 2018」ガイドブックの企画、制作。

5 委託業務の内容

[総合ガイドブックの企画・作成]

(1) 規格及び部数

- ・ 規格：A4判 8ページ 中綴じ 4色カラー コート紙58kg
- ・ 部数：20,000部

(2) 構成イメージ及び留意点

- ① 4月20日開業予定の「道の駅米沢」への来訪者が、置賜地域の観光施設等に周遊することを主目的とするため、単に情報を網羅するのではなく、置賜全域の観光地への誘導を図ると共に、観光客のリピーター化につながるような印象的なデザイン・構成とすること。
- ② 「やまがた花回廊」の取組みを活かし、置賜地域の春の観光資源を十分にPRすること。
- ③ 表紙には、発注者が提供する「やまがた花回廊」のロゴを使用し、その色指定も発注者の指示に従うこと。
- ④ 「春まつり」「花」「米沢牛などの美食やワイン・銘酒などの美酒」「温泉」を観光素材として効果的にPRし、またテーマ性、ストーリー性のある内容となるよう工夫すること。なお、見開き4ページにわたり掲載すること。
- ⑤ 受注者側の作成・提供による付加コンテンツ（イラストや画像）が含まれており、インパクトがあり、かつ効果的なものとする。
- ⑥ 使用する画像、キャッチコピー及びリード文章案は、基本的に受注者が提示すること。ただし、印象的な紙面構成・デザインとするため、必要に応じて両方で協議し、発注者がそれを担う。
- ⑦ 置賜地域のマップを見開き2ページにわたり掲載し、管内道の駅に関する情報を盛り込むこと。
- ⑧ 裏表紙に、置賜地域へのアクセス、市町の観光情報・宿泊の問合せ先を記載すること。

(3) その他

- ① 企画提案競争での企画提案書を基本とするが、山形おきたま観光協議会事務局（以下「協議会」という。）との打合せのうえで、企画書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。
- ② 使用する映像（写真を含む）について、著作権の侵害が無いように注意すること。また、被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

6 著作権

- (1) 納品された成果品の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）は協議会に帰属する。また、成果品は、実行委員会が作成する各種情報提供媒体をはじめ、山形県及び当地域の自治体及び観光関係団体等が実施する観光プロモーション、行事イベント、旅行会社への販促等に随時無償で使用、複製及び二次利用ができるものとする。
- (2) 本件業務の実施による成果物は、映像、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、協議会は責任を負わない。
- (3) 本件業務の実施においてタレント、キャラクター及び音楽等を起用する場合は、著作権の処理に留意すること。また、後年度以降（平成30年度以降）経費が発生する場合、協議会は負担しないものとする。

7 成果品の定義及び成果品の納入場所、納入形態及び納入期限

- (1) 成果品：紙媒体、PDF形式により保存された電子ファイル（印刷に係る余白が無い完成原稿とする。なお、紙媒体をスキャニングしたものは成果品とは認めない。）、及びaiファイル形式（米国アドビシステムズ社が提供する画像編集ソフトウェア「Adobe Illustrator」により使用することができるファイル形式）により保存された電子ファイル。なお、PDF及びaiファイルは、タイトルを記載したDVDに格納により納品すること。
- (2) 納入場所：山形おきたま観光協議会事務局（山形県置賜総合支庁3階観光振興室）
- (3) 納入期限：平成30年3月16日（金）

8 その他

- (1) 山形おきたま観光協議会と連絡を調整しながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。
- (2) 契約金額には、本委託業務遂行に係る全ての経費を含むものとする。
- (3) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定する。協議の成立が困難な場合は、発注者側の解釈による。